

令和8年3月農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年3月27日（金）午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室

3 出席者 【農業委員】

1番 豊田 信幸 2番 鬼頭 一利 3番 柴田 悟

4番 水野 文男 6番 山本 茂彦 7番 出口 知子

8番 牧野 美佳

【農地利用最適化推進委員】

平野 悦英 松原 裕之 浅井 忠義 川本 源一

事務局

事務局長 事務局長補佐兼係長

書記 2名

4 欠席者

5番 神谷 時男

5 議事録署名人

1番 豊田 信幸 2番 鬼頭 一利

6 協議事項

第1号 農地法第5条の許可申請について

第2号 農地法第4条第1項第7号の届出について（報告）

第3号 農業経営改善計画認定申請について

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局 (事務局長)	定刻になりましたので、始めたいと思います。 神谷委員については事前に欠席の連絡をいただいております。 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には議案説明と質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局からの回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いたします。 それでは、会長議事進行をよろしくお願いたします。
会長	それでは、只今より令和8年3月の農業委員会総会を開会します。

	<p>協議に入る前に、議事録署名人を豊田信幸委員と鬼頭一利委員にお願いします。それでは協議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。申請書番号1について担当委員をお願いします。</p>
委員	申請地北側に農業用ため池がありますが、高低差があるため工事等を行っても水質の汚染については問題ないと考え、転用はやむを得ません。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	質問はありませんでした。
会長	<p>では、採決に入ります。議案第1号申請書番号1について賛成の意見の方の挙手をもとめます。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号1については許可相当とします。続いて、申請書番号2について、担当委員をお願いします。</p>
委員	現在は田おこしもしており、きちんと管理されています。排水も長さがあるものの排水計画についても特段問題ないと考え、転用はやむを得ません。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	質問はありませんでした。
会長	<p>では、採決に入ります。議案第1号申請書番号2について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>では、申請書番号2については許可相当とします。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項第7号の届出について」ですが、こちらについては報告ということで、ご承認いただいたものとします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業経営改善計画認定申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	(申請内容等について説明)
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	<p>5件ございました。</p> <p>Q1 ①(2) 農業経営の現状及び改善に関する目標中主たる従事者1人当たりの年間所得、同労働時間の考え方について教えてください。</p> <p>A1 年間所得は、農業経営から得られる所得(農業所得及び関連事業所得)を合計し、これを主たる従事者数で除した額をもって算定します。労働時間についても主たる従事者が農業に従事した年間労働時間の合計を算出し、これを主たる従</p>

事者数で除して算定します。

Q2 R12 目標として、面積が2倍になっていますが、所得と生産量及び農用地面積の関係について教えてください。面積の増加に対して、生産量、収入がやや少ないのではないのでしょうか。

A2 県の記載マニュアルでは、これらの関係に関する算定式は定められておらず、各項目の増減について全体として整合性が取れているかにより判断するものとされています。本計画では、面積が約2倍となる中で、作業効率の向上等により生産量・所得の増加を見込んでおり、経営全体として整合の取れた内容であれば問題ないと考えています。面積の拡大にあわせて、連作障害を防ぐため、土壌回復のため一部の農地を一定期間休ませるなど、ローテーションで耕作を行う計画であるとのことであり、借入面積が増加した場合であっても、生産量や収入が同じ割合で増加するものではないとのことです。

Q3 件名について当該申請内容の内、③④⑤⑥について、目標・措置の具体性が不十分で、高い確実性をもって結果が向上すると考えることは難しいと思われませんが、事務局の見解を披歴してください。

A3 県の改良普及課から示された記載例では、③④⑤⑥については、詳細な数値等を記載するというよりも、端的で分かりやすい記載とする取扱いとされています。そのため、本計画の記載内容についても認定上問題ないと考えています。また、今後、融資や補助金の申請にあたっては、より具体的な数値目標や実現性が求められるため、その段階で内容を精査していく必要はあると考えています。

Q4 労働時間について経営改善計画の指針の目標時間はどのようになっていますか。

A4 農業経営基盤強化促進法に基づく市の基本構想では、年間労働時間は1,800時間が目標とされています。県の改良普及課に確認したところ、目標値を超過する場合は働きすぎの観点から留意が必要であるものの、面積拡大に伴い労働時間が増加すること自体は、認定上は、問題ないとの見解でした。

Q5 農業経営基盤促進法によれば、経営改善計画認定申請者は申請に当たっては、農水省が提供する農業経営人材育成研修プログラムの初級コースを修了していることがわかる資料を添付するよう努めることとなっていますが、本申請者はいかがでしょうか？

A5 県の改良普及課に確認したところ、農水省が提供する農業経営人材育成研修プログラムの初級コースに修了していることがわかる資料については努力目標

